

2024 年日本政府年次報告
「電離放射線からの労働者の保護に関する条約（第 115 号）」
（2017 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 3 条〕

2011年の国際放射線防護委員会（ICRP）が眼の水晶体の等価線量限度を引き下げよう勧告した「組織反応に関する声明」を受けた2018年の放射線審議会の「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」に対応するため、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）（以下「電離則」という。）の一部を以下のとおり改正した。

①放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、1年間につき150ミリシーベルトから50ミリシーベルトに引き下げるとともに、5年間につき100ミリシーベルトの被ばく限度を追加した。（電離則第5条）

②放射線業務従事者等が電離則第3条第1項に規定する管理区域の内部において受ける外部被ばくによる線量の測定について、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該線量を算定するために適切と認められるものについて行うこととした。（電離則第8条）

③放射線業務従事者が眼の水晶体に受けた等価線量について、3月ごと及び1年ごとの合計に加え、5年ごとの合計を算定し、記録し、原則として30年間保存することとした。（電離則第9条）

④電離放射線健康診断結果報告書について、眼の水晶体の等価線量による区分欄を「20ミリシーベルト以下の者」、「20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の者」及び「50ミリシーベルトを超える者」に改めるとともに、各線量による区分欄に「検出限界未満の者」の項目を追加した。（電離則様式第2号）

○電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第82号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001114103.pdf>

上記に関連して、眼の水晶体の被ばく低減を図るための放射線防護機材にかかる情報収集や評価を行うなど、今後の放射線防護機材開発に資する調査を行い、また、医療機関に対して放射線防護設備の設置や改善による被ばく低減措置を講ずるための支援を行った。

〔第 6 条〕

2011年の国際放射線防護委員会（ICRP）が眼の水晶体の等価線量限度を引き下げよう勧告した「組織反応に関する声明」を受けた2018年の放射線審議会の「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」に対応するため、電離則を改正し、放射線業

務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、1年間につき150ミリシーベルトから50ミリシーベルトに引き下げるとともに、5年間につき100ミリシーベルトの被ばく限度を追加した。（電離則第5条）

2. 質問（b）について

（1）2017年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

（i）2015年の一般的見解

2011年の国際放射線防護委員会（ICRP）が眼の水晶体の等価線量限度を引き下げるよう勧告した「組織反応に関する声明」を受けた2018年の放射線審議会の「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」に対応するため、電離則を改正し、放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を、1年間につき150ミリシーベルトから50ミリシーベルトに引き下げるとともに、5年間につき100ミリシーベルトの被ばく限度を追加した。

（ii）作業の過程において労働者の電離放射線による被ばくを伴うすべての業務に対する条約の適用と医療調査

○緊急作業員

（1）特例緊急作業従事者の限定

特例的に緊急被ばく限度を250ミリシーベルトに引き上げるためには、通常作業における被ばく限度（5年で100ミリシーベルト）を超える線量を受けてまで当該緊急作業を行うことを正当化する特別な理由が求められる。

ICRPの勧告やIAEAのガイドラインにおいて100ミリシーベルトを超える被ばく限度の適用が認められている作業のうち一般作業員に係るものとして「破滅的な状況の回避」が示されていることを踏まえ、特例緊急作業の対象となる作業及び労働者としては、原子力施設が破滅的な状況に至ることを回避することを主たる目的とする作業に従事する労働者に限定することとしている。

（2）法令上の整備

電離則では、第7条の2第1項による特例緊急被ばく限度を必要最小限とするため、第7条の2第3項の規定により、厚生労働大臣に対して、緊急作業従事者の受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、特例緊急被ばく限度を変更し、かつ、できるだけ速やかに廃止することを求めている。

この規定を実効あるものとするため、要請のあった「最大許容線量を見直すためにとられた措置」に対応するものとして、同則第59条の3により、事業者に対して、50ミリシーベルトを超える労働者の人数を10日ごとに、被ばく線量の区分ごとの労働者の人数を1月ごとに厚生労働大臣に報告することを義務付けており、実態の把握を行うこととしている。

① 自発的な選択による特例緊急作業

電離則第7条の3により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第8条で定める原子力防災要員等以外の者は特例緊急作業に従事させてはならないことと

し、原子力事業者が原子力防災要員等を選定する場合には、特例緊急作業に従事することを含め、労働条件を明示した上で双方合意の上で労働契約を締結するとともに、今後、緊急作業に従事する場合には、実際の作業の配置に当たり、本人の意向に可能な限り配慮することとしている。

② 健康リスクに関する事前の情報提供

電離則第52条の9及び特例緊急作業特別教育規程（平成27年厚生労働省告示第361号）により、特例緊急作業従事者に対して、通常の特別教育に加えて、緊急作業の方法、電離放射線の生体に与える影響などの緊急作業に関する12.5時間以上の教育を特例緊急作業に従事する前に予め行い、さらに、定期的にこれらの教育を行うことを求めている。特例緊急作業に従事する原子力防災要員について、原子力事業者等に対し、以上を周知・指導している。

この他、放射線業務に従事する労働者が6か月以内ごとに1回の健康診断を行うことに対し、電離則第56条の2により、緊急作業の従事期間中については、1か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施することとしている。

（３）その他の取組

特例緊急作業の終了後は、緊急作業に従事した者の長期的な健康管理を行うため、労働基準関係法令に基づく健康診断に加えて、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づき、緊急作業に従事した間の被ばく線量に応じてがん検診等を実施することを事業者に求めている。

○廃炉・除染作業に従事する労働者

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電離則及び東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）により、放射線業務や除染等の業務に常時従事している労働者に対して、雇入れ時及びその後6か月に1回定期的に健康診断を実施するとともに、その結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者に対して事後措置を講じるよう事業主に義務付けており、定期的な個別指導等により確認している。

また、2015年8月の「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」（以下「1Fガイドライン」という。）において、発注者である東京電力が健康診断記録の確認を行うなど、労働者の健康管理対策等を徹底するよう求めている。

東京電力は1Fガイドラインに基づき、厚生労働省等の指導を受け、元請事業者及びその下請事業者の作業員に対して、健康診断を受けたままにせず、その結果に基づく就業上の措置を確実に行うための仕組みを構築している。

また、下請事業者の中には一人親方や10人未満の事業場も多数あることから、労働者の健康診断結果を確認して就業制限も含めたきめ細かい健康管理を行うことを支援するために、厚生労働省は、事業者が放射線にも対応できる医師等に健康管理方法について相談できる電話相談窓口を毎平日、対面で相談できる出張窓口を福島第一原発構内等に週1回開設している。さらに、そこで得られた好事例をホームページ等で広く情報発信

し、事業者が主体的に労働者の健康管理を行えるよう支援を行っている。

さらに、除染等業務を行う事業者に対し、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等により、「除染等業務従事者被ばく線量登録制度」への参加を促している。

(iii) 18歳未満の労働者の被ばく

前回までの報告のとおり、労働基準法（昭和24年法律第49号）第62条は、18歳未満の者に危険有害業務を行わせることを禁止している。除染作業については、この危険有害業務に該当するため、18歳未満の労働者を当該業務に従事させることが禁止されている。

この法律違反に対しては6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が規定されている。

労働基準監督機関においては、リーフレットを活用し、18歳未満の者を除染業務に従事させることが禁止されている旨、事業者等に対して周知徹底を図るとともに、監督指導等において、事業者に対して労働基準関係法令の遵守、元請事業者に対して雇入れ時の年齢確認などの措置を講じるよう指導している。

なお、18歳未満の者を除染作業に従事させたとして、2013年7月、2015年2月に労働基準法第62条違反の容疑で関係者が検挙されている。

3. 質問（c）について

本条約の規定を実施するための監督機関として、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働局（47か所）、各都道府県労働局管内に労働基準監督署（321か所）及び支署（4か所）が設置され、これらの機関に労働基準監督官並びに産業安全専門官及び労働衛生専門官が設置されている。

なお、2024年3月31日時点において、労働基準監督署の労働基準監督官は、3,112人である。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。